

【案件 1】 阪南市立住民センターの維持管理費について**[報告案件]****1. 第6回審議会で頂いたご意見について****(1) 各施設の光熱水費について**

※参考資料 1～4

①光熱水費の基本料金について

②利用頻度に比例しない光熱水費の差が生じている要因について

- ・3相 200 ボルトの大型エアコンや業務用冷蔵庫等の電気機器を設置しているか否かによって電力会社との契約が異なる。
- ・大型エアコンを設置していない施設では、従量電灯 A の契約になり、月々の最低料金（基本料金）は安いものの、月々の電力消費量が多くなれば多いほど、電力消費量 1 kWhあたりの料金単価が高くなる。
- ・大型エアコンを設置している場合には、低圧電力の契約になり、電力消費量 1 kWhあたりの料金単価は従量電灯 A より安いものの、エアコン等の馬力に応じて月々の基本料金が設定されるため、高馬力なエアコンを設置されている場合には基本料金が高くなる。

(2) 集会施設を町会・自治会等で所有し、自主運営している自治体における施設の登記状況等について

※参考資料 5

①地域団体が自主的に建設されてきた集会施設の相続等のトラブルを避けるため、平成3年4月2日の地方自治法の改正により、地縁による団体の認可制度が新たに創設され、自治会等が法人格を持つことで当該団体名義での不動産登記等を可能となり、各自治体では、地縁団体の認可登録を促進していますが、既に相続が発生している場合など手続きが難しい状況となり、認可を受けるに至っていない場合もあります。

(3) 施設整備基金積立シミュレーション

※参考資料 6～7